

特定非営利活動法人ウェルビーイングライフサポート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウェルビーイングライフサポートと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市東区泉一丁目23番36号NBN泉ビル4階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人が年齢、性別、背景にかかわらず、心身の健康、尊厳及び権利を大切にされながら生きることができるウェルビーイングな社会の実現を目的とする。そのために、特に女性、子ども及び若者を中心とした人々に対して、健康づくりと健康管理に資する情報提供、いのちの安全教育及び包括的性教育の推進、子ども及び若者の居場所づくりや相談支援、心身の健康及び社会的自立を支える支援事業を行う。これらの活動を通じて、誰一人取り残されることのない包摂的で持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1 健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業
- 2 いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業
- 3 子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業
- 4 ユース世代の心身の健康及びウェルビーイングを支える支援事業
- 5 医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業

(2) その他の事業

- 1 出版物及び物品の企画、製作及び販売の事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法[平成10年3月25日法律第7号]（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、定款の変更を議決しようとする場合には、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の過半数が出席し、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人会員	入会金	3,000円	年会費	12,000円
団体会員	入会金	20,000円	年会費	60,000円

(2) 賛助会員

個人会員	入会金	3,000円	年会費	3,000円
団体会員	入会金	10,000円	年会費	30,000円

別表 設立当初の役員（附則2関係）

理 事 長	吉 澤 加 奈 子
副 理 事 長	野 崎 智 子
理 事	谷 口 晋 一
理 事	上 馬 場 和 夫
理 事	松 原 有 為 子
理 事	山 本 幸 以
理 事	大 塚 博 紀
監 事	前 田 修 児

附 則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた 年 月 日から施行する。

特定非営利活動法人ウェルビーイングライフサポート

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

本年度は、女性の健康課題及び若者のウェルビーイングの向上を目的として、講演活動及びオンライン媒体等を活用した包括的性教育の普及啓発を継続するとともに、地域における若者支援事業への参画を通じ、安心して語り合える居場所づくり及び相談支援体制の充実を図る。

また、子ども・若者の性暴力に対応する支援者向け研修を実施し、性的同意の理解促進及び支援スキルの向上を目指す。

本年度の事業は、ボランティアにより実施し、法人としての新たな財政負担は生じない範囲で行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	女性特有の症状及び健康維持に関する講演会を開催するとともに、YouTube等を活用した動画配信により情報提供を行う。	(A) 年4回 (B) YouTube、Zoom等オンライン (C) 2名	(D) 女性、若者及び保護者等 (E) 延べ100名程度	59
②いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	愛知県内の中学校において、学年単位での講演形式により、思春期の心身の変化、性と生殖に関する基礎知識、性的同意の重要性及び性暴力の予防等をテーマと	(A) 年6回程度講演 (B) 愛知県内中学校 (C) 2名	(D) 中学校の生徒(学年単位) (E) 延べ150名程度	0

	した包括的性教育を実施する。			
③子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	「自分のからだ」「こころのもやもや」「まわりとの違い」等をテーマに、中高生が安心して語り合える対話の場を提供し、必要に応じて相談対応を行う。	(A) 年3回 (B) こまき子ども未来館 (C) 2名	(D) 中高生 (E) 延べ30名程度	0
④ユース世代の心身の健康及びウェルビーイングを支える支援事業	「まちの保健室」ブースを設置し、包括的性教育の実施及び相談対応を行う。	(A) 年6回 (B) テレビ塔ヒロバ等 (C) 1～2名	(D) 10代20代の若者 (E) 延べ100名程度	0
⑤医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	愛知県内の大学における正規授業等において、思春期の心身の発達及び性と生殖に関する健康、虐待・DV・性暴力への理解と対応等をテーマとした講義を実施し、支援に必要な基礎知識の習得及び性的同意に関する理解促進を図る。	(A)年5回 (B)愛知県内の大学 (C)1～2名	(D)医療、保健、福祉、教育分野を学んでいる大学生及び教員 (E)延べ500名程度	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実 施予定日時 (B) 当該事業の実 施予定場所 (C) 従事者の予定 人数	事業費 の 予算額 (単 位：千 円)
① 出版物及び物品の企画、製作及び販売の事業	・本事業年度は、実施予定なし。		0

特定非営利活動法人ウェルビーイングライフサポート

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

前期の活動を継続し、女性の健康課題への理解促進及び若者のウェルビーイング向上に資する取組を実施する。

中学校における学年単位での講演活動及び大学の正規授業への協力を継続するとともに、地域における若者支援活動を通じ、安心して相談できる環境の維持及び支援体制の充実を図る。本年度の事業は、引き続きボランティアにより実施し、法人としての新たな財政負担は生じない範囲で行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	女性特有の症状及び健康維持に関する講演会の開催並びにオンライン媒体を活用した情報発信を行う。	(A) 年4回 (B) YouTube、Zoom等オンライン (C) 2人	(D) 女性、若者及び保護者 (E) 延べ120名程度	59
②いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	愛知県内の中学校において、学年単位での講演形式により、思春期の心身の変化、性と生殖に関する基礎知識、性的同意の重要性及び性暴力の予防等をテーマとした包括的性教育を実施する。	(A) 年6回程度 (B) 愛知県内中学校 (C) 2人	(D) 中学校生徒(学年単位) (E) 延べ180名程度	0

③子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	中高生を対象に、安心して語り合える対話の場を提供し、必要に応じて相談対応を行う。	(A) 年4回 (B) こまき子ども未来館 (C) 2人	(D) 中高生 (E) 延べ40名程度	0
④ユース世代の心身の健康及びウェルビーイングを支える支援事業	「まちの保健室」ブースを設置し、包括的性教育の実施及び相談対応を行う。	(A) 年8回 (B) テレビ塔ヒロバ等 (C) 1人	(D) 10代20代の若者 (E) 延べ140名程度	0
⑤医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	愛知県内の大学における正規授業等において、思春期の心身の発達及び性と生殖に関する健康、虐待・DV・性暴力への理解と対応等をテーマとした講義を実施し、性的同意に関する理解促進を図る。	(A)年5回 (B) 愛知県内の大学 (C)1人	(D)医療、保健、福祉、教育分野を学んでいる大学生、教員 (E) 延べ500名程度	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 出版物及び物品の企画、製作及び販売の事業	・本事業年度は、実施予定なし。		0

活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	120,000		120,000
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	60,000		60,000
いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	0		0
子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	0		0
ユース世代の心身の健康及びウェルビーイングを支える支援事業	0		0
医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	0		0
経常収益計	180,000	0	180,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	30,000		30,000
いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	0		0
子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	0		0
ユース世代の心身の健康及びウェルビーイングを支える支援事業	0		0
医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	0		0
通信運搬費	26,136		26,136
雑費	2,915		2,915
その他経費計	59,051	0	59,051
事業費計	59,051	0	59,051
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
通信運搬費	0		0
消耗品費	0		0
水道光熱費	0		0
賃借料	0		0
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	44,440		44,440
その他経費計	44,440	0	44,440
管理費計	44,440	0	44,440
経常費用計	103,491	0	103,491
当期経常増減額	76,509	0	76,509
法人税、住民税及び事業税	0	0	71,000
当期正味財産増減額	76,509	0	5,509
前期繰越正味財産額			565,556
次期繰越正味財産額			571,065

活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	120,000		120,000
賛助会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	60,000		60,000
いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	0		0
子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	0		0
ユース世代の心身の健康及びウエルビーイングを支える支援事業	0		0
医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	0		0
経常収益計	180,000	0	180,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
健康づくり及び健康管理に関する調査研究並びに情報提供事業	30,000		30,000
いのちの安全教育及び包括的性教育に関する企画、実施及び普及啓発事業	0		0
子ども及び若者を対象とした居場所づくり、相談支援及び学習支援事業	0		0
ユース世代の心身の健康及びウエルビーイングを支える支援事業	0		0
医療、保健、福祉、教育分野における研修、講習及び人材育成事業	0		0
通信運搬費	26,136		26,136
雑費	2,915		2,915
その他経費計	59,051	0	59,051
事業費計	59,051	0	59,051
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金	0		0
印刷製本費	0		0
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
通信運搬費	0		0
消耗品費	0		0
水道光熱費	0		0
賃借料	0		0
保険料	0		0
租税公課	0		0
雑費	44,440		44,440
その他経費計	44,440	0	44,440
管理費計	44,440	0	44,440
経常費用計	103,491	0	103,491
当期経常増減額	76,509	0	76,509
法人税、住民税及び事業税	0	0	71,000
当期正味財産増減額	76,509	0	5,509
前期繰越正味財産額			571,065
次期繰越正味財産額			576,574